

# 鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年2月25日付第202100289474号

最終改正 令和7年6月19日付第202500074809号

鳥取県農林水産部長通知

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、ICTを活用したスマート林業技術等の導入やオペレーターの育成等を支援し、木材需要の増加への対応や林産物の輸出拡大に向けた林業の生産性や安全性の向上を図ることを目的とする。

## (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 別表1の第3欄に掲げるスマート林業技術等は別表2に定めるとおりとする。

4 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

## (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 申請者は、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情の場合においては、交付申請に当たり、様式第5号に定める交付決定前着手届を添付することで、交付決定前に事業に着手

できるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

4 知事は、前条第4項の規定による交付決定前着手届を受けた場合は、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合であって、交付目的を達成するため必要があると認めるときは、本補助金の交付見込額を様式第6号により内示することができる。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表1の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(額の確定)

第8条 規則第18条第1項に規定する額の確定通知は、様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、所管の地方事務所長に提出するものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月20日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月28日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和7年 月 日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、改正前の鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助事業者（以下「既補助事業者」という。）に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

(事業実施状況の報告)

3 既補助事業者は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号農林水産事務次官依命通知）第6の4の規定に基づき、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況について、目標年度の翌年度の7月末日までにスマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和3年12月21日3林整研第162号林野庁長官通知）別記様式第4号による事業実施状況報告書を作成し、地方事務所長に提出するものとする。

(改善状況の報告)

3 既補助事業者は、前項の規定により報告した成果目標について、地方事務所長が成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めた場合には、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告しなければならない。

別表1（第3条、第6条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
スマート 林業技術 リース導 入支援事 業	(1) リース導入 支援	林業事業者、特用 林産業者、林業種 苗生産者等	生産性や安全性の向上に 資するスマート林業技術等 のリース導入に要する経費 とし、次の算式で算出した 額のうち、いずれか低い額 (1) リース物件価格× (リース期間/法定耐用年 数) (2) リース物件価格－残 存価格 ※ただし、1機器当たりの 補助上限額は250万円と する。	1/2以内	1 補助金額の 増額 2 導入機器等 の新設又は中 止及び廃止
	(2) 専門人材等 育成支援		事業を実施する際のスマ ート林業技術等を扱う専門 人材の育成のために行う取 組に要する経費（研修会へ の参加に要する経費、研修 会を自ら開催する場合の講 師謝金及び旅費、会場代 等)		補助金額の増額

(注)

- 1 本リース導入支援は、同一機器に対して同一事業実施主体が2回以上活用できないものとする。
- 2 第3欄の算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税及び地方消費税を除く額とし、リース期間は、借受者（事業実施主体）がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。
- 3 リース契約の条件  
リース契約の内容が、次の要件を全て満たすこと。
  - (1) リース物件はリース事業者が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであり、リース期間は大蔵省令に定める法定耐用年数以内であること。
  - (2) リース料の水準その他リースの条件が妥当なものであり、リース期間満了後のリース物件は、再リース又はリース事業者への返還若しくは廃棄がなされるものであること。
  - (3) リース物件価格（消費税及び地方消費税を除く。）を明記すること。
  - (4) 機械の導入年度に補助金相当額がリース事業者に支払われる旨記載されており、かつ、各年度に支払うリース料はこれを差し引いた額を基に算出されていること。
- 4 実績報告及び補助金の支払
  - (1) 事業実施主体は、リース物件の導入後速やかに実績報告書を地方事務所長に提出するものとする。
  - (2) 事業実施主体は、補助金を受領した場合、3の(4)に基づき、遅滞なくリース事業者に補助金相当額を支払うものとする。
  - (3) 事業実施主体は、リース事業者への補助金相当額の支払が完了したときは速やかに領収書等の証拠書類を地方事務所長に提出し、地方事務所長はこれを確認するものとする。

## 5 実施状況の報告

事業実施主体は、導入した機械による事業の実施状況について、リース期間中の毎年度調査を行い、その結果を各調査年度の翌年度の8月末までに様式第7号により地方事務所長に報告するものとする。

## 6 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体がリース会社に支払うものとする。

## 7 補助金の返還

地方事務所長は、事業実施主体からリース物件の貸付期間中、実施状況報告により当該機械の利用状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、事業実施主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約し、又は解除したとき。
- (2) 事業実施主体が経営を中止したとき。
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械が滅失したとき。
- (4) 事業実施計画、申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- (5) リース契約の内容に定められた契約内容に合致しないことが明らかになったとき。
- (6) 実施状況報告等を怠ったとき。
- (7) 森林関係法令の違反等不適切な行為を行ったとき。

別表2（第3条関係）

補助対象となるスマート林業技術等
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 森林調査（レーザ測量など）、林業作業（苗木運搬、薬剤運搬等）に用いられる無人航空機</li><li>・ 林内測量機器（地上レーザスキャナー、GNSS受信機及び林内測量機器と一体的に用いられる解析用ソフトウェア等）</li><li>・ ICT生産管理関連機械（StanForD2010又はそれに準じるシステムに準拠した素材生産機械）</li><li>・ ICTを活用した有害鳥獣捕獲機材</li><li>・ 林内通信機器（LPWA、デジタル簡易無線機等）</li><li>・ その他、先端技術等を用いて生産性の向上に資する林業、特用林産業、林業種苗生産業に使用される機器類</li></ul> <p>※ただし、次に掲げるものは補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 汎用性の高い機器</li><li>・ ソフトウェア及びシステム利用料</li><li>・ 付帯工事費（調査費、設置費等）</li></ul>

様式第1号（第4条、第7条関係）

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業計画（実績）及び収支予算（決算）書

1 事業内容

（1）対象とする職員

※スマート林業技術等を導入し利用する予定である主な職員の組織における位置づけについて記載すること（例：現場技能者、コア技能者（班長・課長等）、事務員、経営者）。

（2）対象とする作業・実務

※スマート林業技術等を導入しようとする現在の取組の作業・実務について記載すること。

（3）解決したい課題

※スマート林業技術等を導入しようとする理由となる課題について具体的に記載すること。  
（例：…に過剰な労力を払っている。…にばらつきが大きく支障となっている。…に時間を要し生産性が下がっている。）

（4）取組内容

※導入するスマート林業技術等をどのように利用し課題を解決するか、適切な利用や従来の取組との違いが確認できる内容を具体的に記載すること。

（5）事業実施期間（リース契約年数）

○年間

（6）導入するスマート林業技術等の詳細

機械 ・ 機器名	用途	規格 ・ 形式	リース 年	過去の利 用の有無	台数	事業費計 (千円)	事業費の負担区分	
							自己資金 (千円)	補助金 (千円)
合計								

※本リース導入支援を同一機器に2回以上活用することはできません。

(7) 専門人材等育成支援の内容

※導入するスマート林業技術等の操作習得に係る研修会の内容等（該当のない場合は記載不要）

※研修会・講習会等に参加する場合は、開催概要のわかる資料を添付すること。

(8) 成果目標

項目	現状値 (○年度)	目標値 (リース契約 終了年度)

※導入するスマート林業技術等に応じた効果がわかる数値目標を2つ以上設定すること。

（例：年度当たり造林作業現場○箇所完了、無人航空機レーザ解析を活用した施業見積り作成○件、納期遵守率○%達成、○作業に掛かる生産コスト○円/m<sup>3</sup>削減、ゼロ災害○日（リース契約期間）達成、組織の売上げ○%向上）

(9) 地域への波及効果・公益性

※スマート林業技術等を導入することにより組織外、地域にもたらすことができる効果について記載すること。

2 収支予算（決算）

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
本補助金				
自己資金				
借入金				
その他補助金				
計				

(2) 支 出

ア スマート林業技術等のリース導入支援

(単位：円)

機械・機種名	台数	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
計					

イ 専門人材等育成支援

(単位：円)

研修内容等	人数	予算額	決算額	差引増減	備考
計					

※申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

※実績報告時には備考欄に経費の内訳を記載すること。

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

5 消費税の取扱い

（一般課税業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入れ控除が明らかでない一般課税事業者）

※該当するものに○をすること。

6 添付書類

(1) 交付申請時

- ・見積書
- ・導入する機械等のカタログ等
- ・リース契約書（案）

※別表1の注3リース契約の条件を満たすことが確認できるもの。

(2) 実績報告時

- ・支出証拠書類（領収書等）
- ・導入した機器等の写真（納品時）
- ・リース契約書の写し

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付要綱（令和4年2月25日付第202100289474号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の（2）の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金について、補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

- 4 補助金返還額（2から3を差し引いた額）

金 円

- 5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第3号別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の 内訳					

(2) 課税売上割合     %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

第 号  
年 月 日

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定し、年 月 日付けで実績報告書が提出された本補助金について、下記のとおり補助金の額の確定をいたしましたので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額

年 月 日

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金の交付決定前着手届

鳥取県スマート林業導入支援事業のうち鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付要綱（令和4年2月25日付第202100289474号）第4条第4項の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業内容
- 3 事業費
- 4 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金の交付内示について（通知）

年 月 日付第 号で申請のあった鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金については下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第6条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業内容
- 3 事業費
- 4 補助金
- 5 備考

様

職 氏 名

（元号）年鳥取県スマート林業リース導入支援事業に係る実施状況報告

このことについて、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1 導入した機器の名称

2 事業実施期間（リース契約期間）

3 取組内容及び評価

※導入したスマート林業技術等をどのように利用したか具体的に記載。課題等がある場合は併せて記載すること。

4 成果目標の実施状況

項目	単位	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	○年目 ○年度	最終年度 ○年度

※様式第1号事業実施計画に記載した成果目標の実施状況を記載すること。

※リース期間満了年度を最終年度とする。

5 稼働量

※リース契約期間中の導入機器の使用量を可能な範囲で定量的に記載すること。（例：○日、○時間）

[添付書類]（ウェブサイトで閲覧可能な資料についてはURLの記載により代替可）

- ・事業実施計画提出時の添付書類から変更があった書類
- ・その他事業実施状況の内容を確認できる資料（写真等）